

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20241211	株式会社キョーク(法人番号9210001001034) 代表者徳岡正	福井県福井市ハツ島町31-507	本社営業所	福井県福井市ハツ島町31-507	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年9月15日及び令和6年4月24日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2	20241212	西出良美	三重県松阪市中/庄町1382番地	本社営業所	三重県松阪市中/庄町1382番地	輸送施設の使用停止(165日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年7月1日及び令和6年8月7日、酒気帯び運転をしたことを端緒として、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	17	17

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年12月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20241218	株式会社はこぶね(法人番号8200001037591) 代表者濱西俊貴	岐阜県岐阜市上土居788番地1-101号	本社営業所	岐阜県羽島郡岐南町平島四丁目114番地	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年8月14日及び令和6年10月3日、酒気帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。18件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(3)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(5)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(8)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(12)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(13)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(14)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(15)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(16)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(17)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(18)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20241218	株式会社忠功（法人番号5200002007828）代表者岡田和英	岐阜県各務原市鵜沼羽場町5丁目155番地1	関営業所	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩字東野1441-1	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年7月12日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	5	5
5	20241220	有限会社秦運輸（法人番号7200002015639）代表者青木利浩	岐阜県揖斐郡大野町上秋1033-7	本社営業所	岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字北道休1033-7	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年3月5日及び令和6年4月15日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20241220	東海輸送株式会社（法人番号5080101006000）代表者古川敏彦	静岡県駿東郡清水町長沢43	新富士営業所	静岡県富士市大淵2580-1	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年7月31日及び令和6年8月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第24条)	4	4
7	20241223	泉車輛輸送株式会社（法人番号6460001000121）代表者泉清隆	北海道釧路市鳥取南6丁目2番22号	鈴鹿営業所	三重県鈴鹿市平野町字丸山477-1	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和6年6月25日及び令和6年9月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20241223	株式会社北陸キャリア (法人番号 8210001018946) 代表 者若泉和希	福井県南条郡南越前町湯 尾14字2番1	本社営業所	福井県南条郡南越前町湯 尾14字2番1	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年10月13日、監査方針に基づいて、監査 を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時 間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整 備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第3条の3)、(3)点呼の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及 び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録 計による記録義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の作成 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する運転 適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の選任 解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第19条)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。